

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構 成 等

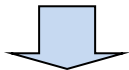
- (1) 委員会は、委員 13 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。

3 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

4 検討事項

- (1) 多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組



- 事務局・図書館機能の強化

- (2) 情報発信の更なる充実や、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営など、府民に身近な議会を実現し、多様な主体の参画を促すための取組（「情報発信の更なる充実」に関する事項を除く。）



- 様々な人たちが参画しやすい環境整備
→ (例) オンライン化（対象の拡充）、ハラスメント対応、バリアフリー化など